

女性差別撤廃条約批准30年 —— 国際社会に対する日本の約束 ——

本年は、1985年に日本が女性差別撤廃条約 (CEDAW) を批准してから30年目、1995年に国連が北京女性会議を開催してから20年目の節目の年にあたります。ジェンダーの平等をめぐるこの30年に世界ではどのような変化が起き、日本での課題は何か。本年2月に日本人として初めて、国連の女性差別撤廃委員会の委員長に就任した林陽子弁護士に、母校の早稲田大学でご講演いただきます。本講演会は、早稲田大学大学院法務研究科の「女性法曹輩出促進プロジェクト」(FLP)の企画で、「法科大学院公的支援見直し加算プログラム」に係る連続講演会の一環です。

講師

林 陽子 弁護士**国際連合 女性差別撤廃委員会 委員長**

早稲田大学法学部卒業。1983年より弁護士。
日本人女性初、国際連合人権条約機関の委員長に就任。

職場の中での女性差別、婚外子差別訴訟など、女性の権利に関連する訴訟代理人をつとめるかたわら、外国人女性のシェルターや性暴力被害者のためのホットラインのアドバイザーとして活動した。

主な経歴

公益社団法人 自由人権協会 (JCLU) 事務局長。女性法律家協会副会長。
内閣府 男女共同参画会議「女性に対する暴力専門調査会」委員。
早稲田大学大学院法務研究科客員教授 (2004年4月-2009年3月)。
2008年より国際連合 女性差別撤廃委員会委員、2015年2月、同委員会委員長 就任。

日時

2015年5月28日(木) 13:00 ~ 14:30 (開場12:30)

会場

早稲田大学 小野記念講堂 (早稲田キャンパス 27号館地下2階)

対象者

学生・教職員・一般**事前申し込み不要・入場無料**

早稲田大学大学院法務研究科「女性法曹輩出促進プロジェクト」(FLP)とは

女性法曹の意義を意識した授業編成や、学修支援と動機付けを目的とした女性の教員・実務家によるサポート等を中心として、法曹を志望する女性の学修支援体制を組織的に強化し、女性法曹の増加と活躍の場の拡大を目指す法務研究科のプロジェクト。文部科学省の法科大学院公的支援見直し加算プログラムでも高い評価を得ています。

主催 早稲田大学大学院法務研究科**共催** 早稲田大学男女共同参画推進室

お問い合わせ先

◆ 大学院法務研究科

Tel : 03-5286-1678
Email : law-school@list.waseda.jp
http://www.waseda.jp/flaw/gwls/

◆ 男女共同参画推進室

Tel : 03-5286-8482
Email : sankaku-office@list.waseda.jp
http://www.waseda.jp/sankaku/